

基幹統計調査の承認の状況

(平成 30 年 12 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日分)

平成 31 年 1 月 30 日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
石油製品需給動態 統計調査	経済産業大臣	承認事項の変更 集計事項について、集計項目 を一覧表の形で整理する方法に 変更	H30.12.7

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。